ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根

ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

別表第四第十二項を次のように改める。

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目

ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁

ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根

ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目

ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根

ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

ロ　火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。

ニ　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

イ　第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

ロ　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。

ハ　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

ニ　火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

ロ　火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。

ニ　警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

告示

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百四十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十条の規定に基づき、避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示を次のように定め、公布の日から施行する。なお、昭和三十一年通商産業省告示第二百二十八号（火薬類取締法施行規則第三十条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等）は、同日付けで廃止する。

平成二十七年七月六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示

火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。

一　次のいずれにも適合するもの。

イ　避雷装置の型式は、避雷針又は架空地線であること。

ロ　突針又は架空線は、雷撃から保護しようとする建物（以下「被保護建物」という。）の全ての点と突針の先端又は架空線の上端のいずれかの点とを結ぶ直線と、突針の先端又は架空線の上端のその点を通る鉛直線とのなす角度が四十五度以内となるように設けてあること。ただし、次に掲げる空間においては、その角度は六十度以内であること。

(1)　被保護建物一棟について突針を二以上設ける場合において、いずれか二の突針の先端を含む鉛直面に対して三十度の角度をなし、かつ、それぞれの突針の先端を含む鉛直面によって囲まれた空間

(2)　被保護建物一棟について架空線を二以上設ける場合において、架空線の両端のいずれか二を含む鉛直面によって囲まれた空間

ハ　被保護建物の上端から突針の先端までの高さは、二十五センチメートル以上、被保護建物の上端から架空線の上端までの高さは、三メートル以上であること。

ニ　架空線は、できるだけ水平であること。

ホ　突針は、直径が十二ミリメートル以上の銅棒、架空線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。

ヘ　突針又は架空線は、避雷導線によって接地電極に接続されていること。

ト　避雷導線は、被保護建物から独立して避雷針若しくは架空地線を設けた場合又はその避雷導線が断面積が四十一平方ミリメートル以上の銅線若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体である場合を除き、被保護建物の上端以下においては二条以上とし、相互に引き離して設けてあること。

チ　避雷導線は、直線的に設け、やむを得ず湾曲させる場合には、その湾曲部の曲率半径が二十センチメートル以上であり、かつ、架空地線又は避雷針を被保護建物から独立して設けた場合を除き、建物の最外側に沿って設けてあること。

リ　避雷導線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。

ヌ　避雷導線と突針又は架空線及び接地電極との接続部並びに避雷導線相互の接続部の電気抵抗は、接続されるこれらの導体のうち、電気抵抗が高い導体の電気抵抗より高くないこと。

ル　避雷導線は、電灯線、電話線若しくはガス管（避雷導線との間に、鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電気的遮蔽物があるものを除く。）又は可燃性のガス若しくは火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離れていること。ただし、可燃性のガス又は火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離すことが著しく困難である場合において、これらの物を耐食性の金属網で覆う等適当な引火防止の措置が講じられているときは、この限りでない。

ヲ　突針支持物として鉄管を用いる場合には、避雷導線は、その管内を通っていないこと。

ワ　避雷導線から一メートル未満の距離にある金属製の雨どい、はしご等（避雷導線との間に鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電気的遮蔽物があるものを除く。）は、断面積が十四平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体により接地していること。